

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、増収分についてはその用途を明確化し、全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

本町では、令和元年度決算における「地方消費税交付金（社会保障財源化分）」について、下記の社会保障施策に充当し実施しましたので公表いたします。

令和2年12月

■ 歳入歳出決算の状況	【歳入】	地方消費税交付金（従 来 分）	174,433	千円
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	129,105	千円
		計	303,538	千円
	【歳出】	社会保障施策に要する経費（総 額）	3,630,902	千円

■ 社会保障施策に要する経費（内訳）

社会保障施策区分	経 費	財 源 内 訳					主 な 事 業 内 容	
		特 定 財 源			一般財源	うち、引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
		国・県 支出金	町 債	その他				
社会福祉	障害者福祉事業	617,241	431,537	0	0	185,704	10,049	介護・訓練等給付費、重度心身障害者医療費
	高齢者福祉事業	319,539	7,637	0	25,617	286,285	15,492	高齢者福祉施設管理費、養護老人ホーム諸経費
	児童福祉事業	1,284,201	308,046	153,200	59,820	763,135	41,296	保育所（公立・私立・認定こども園）諸経費、乳幼児・児童医療費
	母子福祉事業	27,114	7,623	0	0	19,491	1,055	妊産婦健康診査事業、ひとり親家庭医療費
	その他	51,107	48	20,200	20,200	10,659	577	町民館及び隣保館（管理・事業）費
	小 計	2,299,202	754,891	173,400	105,637	1,265,274	68,469	
社会保険	介護保険事業	421,420	23,376	0	0	398,044	21,540	介護保険特別会計への繰出金
	国民健康保険事業	244,546	93,449	0	0	151,097	8,176	国民健康保険特別会計への繰出金
	後期高齢者医療事業	458,873	88,773	0	0	370,100	20,028	後期高齢者医療特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合医療費負担金
	小 計	1,124,839	205,598	0	0	919,241	49,744	
保健衛生	疾病予防対策事業	70,950	1,772	0	1,851	67,327	3,643	各種予防接種事業、健診事業
	診療所管理運営事業	126,079	848	0	0	125,231	6,777	興津診療所管理費、診療所特別会計への繰出金
	医療提供体制確保事業	9,832	1,115	0	0	8,717	472	緊急医療病院群輪番制病院負担金
	小 計	206,861	3,735	0	1,851	201,275	10,892	
合 計	3,630,902	964,224	173,400	107,488	2,385,790	129,105		

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。